

入札談合の防止のためのマニュアル

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達
に係る談合事案での反省を踏まえて

防 衛 省

はじめに

- ◆ 今般の航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案は、事業者側による入札談合があったというだけでなく、航空自衛隊の隊員による入札談合等関与行為(いわゆる官製談合)があった、極めて問題性の高い事案です。

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案は・・・

防衛省・自衛隊の職員による入札談合等関与行為として公正取引委員会から指摘を受けたものでは、防衛施設庁入札談合事案に次いで第2例目の事案であり、かつ、防衛施設庁入札談合事案が明らかとなった時期(平成18年)の前後(平成17年度～20年度)において入札談合等関与行為が行われていたことは、防衛省・自衛隊の職員全体のコンプライアンス(法令等の遵守)意識の欠如等を疑われるものであり、極めて問題性の高い事案です。

- ◆ さらに、これまでも入札業務に係る問題点について再発防止のための改善措置を行ってきたにもかかわらず、再びこのような事案が生起することは、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容が防衛省・自衛隊の職員に十分に周知されているとは言い難い状況にあると言えます。
- ◆ 本マニュアルは、防衛省・自衛隊の職員に対し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することを目的として、今般の談合事案での問題点に照らし合わせ、特に注意すべき事項をまとめたものです。
- ◆ 調達等関係職員は、入札談合防止に対する意識の向上のため、本マニュアルをしっかりと確認しましょう。その他の職員についても、入札談合に全く無関係というわけではありません。本マニュアルを一度は確認するようにしてください。



「調達等関係職員」とは、
予定価格の作成や契約の締結を行っている
職員だけでなく、右に掲げる調達等関係業務を
恒常的又は継続的に行っている職員をいいます。

もちろん事務官等と自衛官との区別はありません。

「調達等関係職員」とは、「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について」(防人1第262号。14. 1. 17)の1(2)に規定の調達等関係職員をいいます。

調 達 等 関 係 業 務	ア 調達要求書の作成(調達要求のための仕様書の作成を含む。) イ 業者の資格審査及び登録 ウ 予定価格の作成 エ 原価監査 オ 契約相手方の選定及び契約の締結 カ 監督及び検査 キ 代金の支払 ク 調達等関係書類の保全管理 ケ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務でア～キに密接に関係する業務 (有償援助による調達に係る業務を除く。)
---------------------------------	--

独占禁止法と入札談合について

○ 独占禁止法

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

■ 「入札談合」はなぜいけないのでしょうか

◆ 公正かつ自由な競争が、事業者と消費者を守っています。

- ・ 独占禁止法が促進する“公正かつ自由な競争”は、誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決め、お互いに競い合うことです。
- ・ 競争が正しく行われていれば、市場メカニズムの働きによって、消費者がどんな商品を探しているかが、事業者にきちんと伝わります。
- ・ 消費者が安く良いものを望んでいるとわかれば、事業者は自らの商品が選ばれるよう、ニーズに合った商品を提供するよう努力します。
- ・ このように、公正かつ自由な競争によって、事業者にも消費者にも望ましい市場が維持されているのです。

(公正取引委員会ホームページ「知ってなっとく独占禁止法」より出典)

◆ ところが、一部の事業者が自らの利益を守る目的で入札談合を行うと、この公正かつ自由な競争が阻害されることとなります。

◆ この結果、発注機関側にとっては自由な競争が行われた場合に比べて高い価格で契約することとなり、ひいては税金の無駄遣いが行われることとなります。

◆ 一方、事業者側にとっては競争が回避されることから、効率的な事業活動が行われなくなり、業界全体の競争力が損なわれることとなるため、結果的に、発注機関側にとっても製品や役務等の品質の向上が行われなくなるなどの不利益がもたらされることとなります。

◆ このようなことは、限られた予算でより良いものを調達しようとする防衛省・自衛隊において、あってはならないことであり、公正かつ自由な競争を守るため、入札談合を決して許してはなりません。

■ 公正かつ自由な競争のために「独占禁止法」ではどのような行為を禁止しているのでしょうか

- ◆ 独占禁止法は、「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」等を禁止しています。
- ◆ このうち、「不当な取引制限」として、
 - ① 事業者がお互いに連絡を取り合って、
 - ② 本来、個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項(価格・数量等)を共同して決定し、
 - ③ 市場において有効な競争が行われなような状態をもたらすことを禁止しています。
- ◆ 「入札談合」は、「不当な取引制限」の一つです。

独占禁止法

「私的独占」、「不当な取引制限」、「不公正な取引方法」等を禁止しています。

私的独占の禁止

不当な取引制限の禁止

カルテルの禁止

入札談合の禁止

事業者団体の規制

企業結合の規制

独占的状態の規制

不公正な取引方法の禁止

下請法に基づく規制

- ・ 不当廉売、差別対価(取引先によって価格に著しい差をつける)等によって競争相手を市場から排除する行為などの禁止
- ・ 事業者たちが相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売量などを共同で取り決め、競争を制限する行為の禁止
- ・ 国などの公共調達等の入札において、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注予定者や受注金額などを決める行為の禁止
- ・ 公正な競争を阻害するおそれのある行為の禁止
- ・ 例えば、入札談合によりあらかじめ受注予定者を取り決めた場合において、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為などの禁止

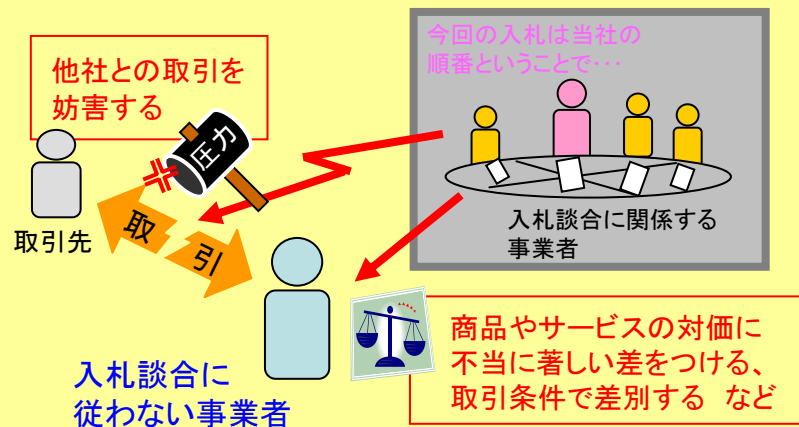
■ 独占禁止法が規定する「入札談合」とはどのような行為でしょうか

- ◆ 入札談合は、国などの公共調達等の入札において、入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することにより、発注される商品や役務などの取引に係る競争を制限する行為です。
- ◆ 入札制度の実質を失わせるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為です。
(不当な取引制限の禁止(独占禁止法第3条))
- ◆ また、事業者が入札談合に従わない他の事業者に対して、取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったり行わせたりすることも、独占禁止法の規定に違反することになります。
(不公正な取引方法の禁止(独占禁止法第19条))

× 入札談合の禁止



× 不公正な取引方法の禁止



独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(抄)

第2条

- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

五 事業者に不公平な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

入札談合等関与行為防止法について

○ 入札談合等関与行為防止法

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

(平成十四年七月三十一日法律第百一号)

■ 入札談合は

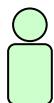
「製品や役務の品質を確保するため」

「事業者間の受注の均等化を図るため」

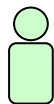
「各事業者の営業活動やこれまでの受注との継続性や関連性を尊重するため」

といった理由により正当化されるものではありません

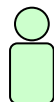
実際に、航空自衛隊第1補給処でのオフィス家具等の調達では、随意契約から一般競争への移行に当たって、当時の航空自衛隊補給本部・第1補給処の関係者の間に、以下のような問題認識がありました



契約できなかった業者からクレームなどがあるのではないか。



競争入札に移行したらOB在籍会社への支援態勢が崩壊するのではないか。



仕様書に記載しているカタログ規格品とは異なる商品で応札が行われることになり、同等品かどうかを審査する業務が増大する。



競争入札によって粗悪品が納入されることになる。同一メーカーの商品で統一することで、特定の業者のみが入札に参加できるようにはできないか。

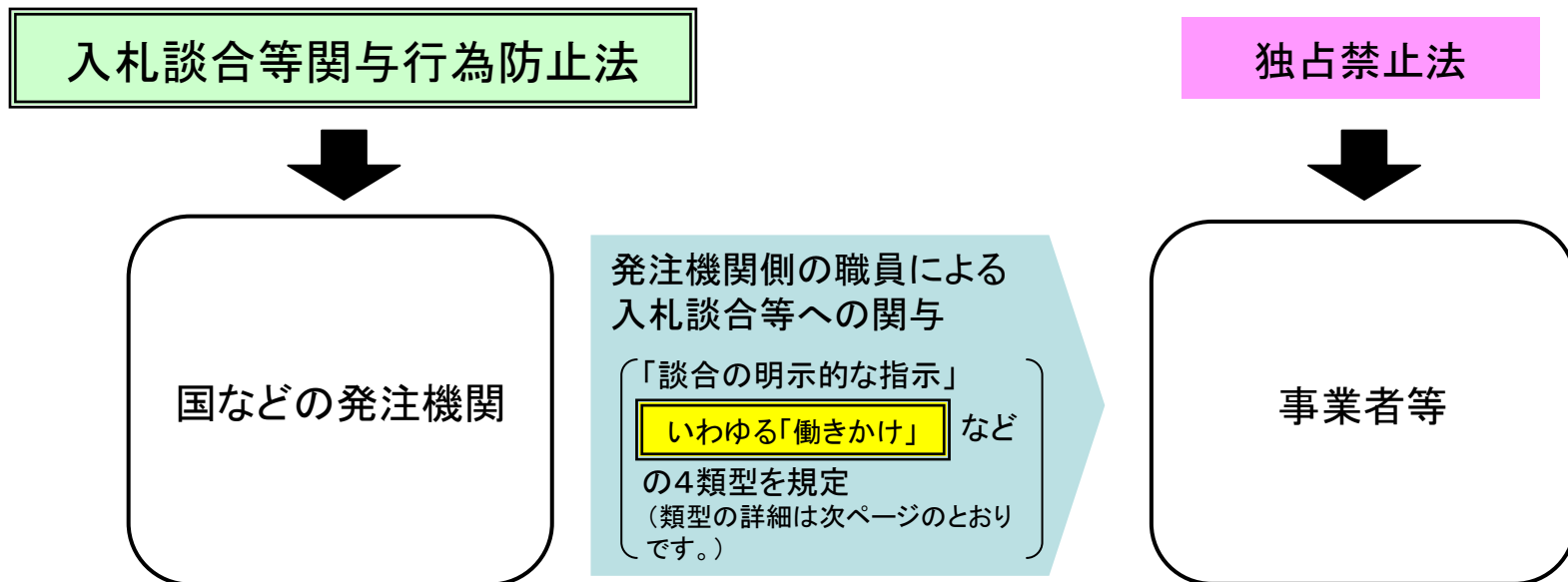
これらの理由があっても、
入札談合は正当化されるものではありません。

■ 特に、国などの発注機関の職員が、受注者に関する意向表明等の「働きかけ」などによって入札談合に関与する行為を「入札談合等関与行為」(いわゆる「官製談合」)といいます

- ◆ 事業者に対しては独占禁止法によって法的措置がとられますが、国などの発注機関に対しては入札談合等関与行為防止法によって行政上の措置がとられます。
- ◆ 入札談合等関与行為防止法に基づく調査及び捜査機関の捜査により、職員に対しては、損害賠償請求、懲戒処分、刑事処分が行われる場合があります。

■ 「入札談合等関与行為防止法」とはどのような法律でしょうか

- ◆ 国などの職員が入札談合等※に関与している事例について、
 - 発注機関が行うべき行政上の措置（調査の実施、改善措置の検討、調査結果及び改善措置の公表）
 - 損害の有無・職員の賠償責任の有無・賠償額の調査、調査結果の公表、賠償請求
 - 職員の懲戒事由の調査、調査結果の公表などを規定するものです。
- ◆ さらに、
 - 入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑事罰についても規定しています。



※入札談合等： 国、地方公共団体又は特定法人が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせることと等により、独占禁止法に違反する行為（入札談合等関与行為防止法第2条第4項）

■ それでは「入札談合等関与行為」とは、具体的にどのような行為でしょうか

- ◆ 国などの職員が入札談合等に関与する行為であり、いわゆる「官製談合」に当たるものです。
- ◆ 入札談合等関与行為防止法において、
 - ① 談合の明示的な指示
 - ② 受注に関する意向の表明
 - ③ 発注に係る秘密情報の漏洩
 - ④ 特定の入札談合の幫助の4類型が規定されています。
- ◆ 4類型の詳細は、以下のとおりです。

■ 入札談合等関与行為の4類型 (①ー②)

① 談合の明示的な指示

- 発注担当職員が事業者の会合に出席し、事業者ごとの年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示

(第2条第5項第1号 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること)

② 受注者に関する意向の表明

- 事業者の働きかけに応じ、発注担当職員が受注者を指名、あるいは発注担当職員が希望する事業者名を教示

(第2条第5項第2号 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること)

これまでに公正取引委員会によって入札談合等関与行為として認められた事例

独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

- 林道調査測量設計業務において、職員が反復かつ継続的に、落札予定者を決定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨伝達
- 落札者の選定結果について、同機構の役員が承認
(平成19年12月27日、緑資源機構に対し通知)

札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

- 下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんどすべてについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加者に入札談合を行わせる
(平成20年10月29日、札幌市長に対し改善措置要求)

入札談合等関与行為の4類型 (③-④)

これまでに公正取引委員会によって入札談合等関与行為として認められた事例

③ 発注に係る秘密情報の漏洩

- 事業者の働きかけに応じて、本来公開していない予定価格を漏洩すること
- 第三者の求めに応じて、本来公開していない指名業者の名称、入札を実施する事務所等の名称等を漏洩すること

(第2条第5項第3号 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること)

④ 特定の入札談合の幫助

- 指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする行為
- 事業者の作成した割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
- 分割発注の実施や発注基準を引き下げるなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為

(第2条第5項第4号 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること)

新潟市が発注する建設工事における事例

- 建設工事の受注予定者として入札参加者間で決定された者からの求めに応じて、職員が継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示

(平成16年7月28日、新潟市長に対し改善措置要求)

国土交通省が発注する車両管理業務における事例

- 職員が、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公開情報である当該入札への指名業者名又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示

(平成21年6月23日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

青森市が発注する土木一式工事における事例

- 特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組み合わせ案に従い、市の特別理事が同市契約課に対し指名業者の組み合わせを指示

(平成22年4月22日、青森市長に対し改善措置要求)

防衛省・自衛隊における入札談合等関与行為の事例

防衛施設庁入札談合事案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事について、職員が入札の執行前に割り振りを実施し、その結果を窓口役のOB又はその補助役のOBに伝達。窓口役のOBは、割り振りの結果を業者側連絡役等に伝達 ○ さらに、落札予定者に確実に受注させるため、地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事の指名競争入札について、工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札に指名するよう指示 (平成19年6月20日、防衛施設庁に対し通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 談合の明示的な指示 ② 受注者に関する意向の表明 ④ 特定の入札の幫助
航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空自衛隊第1補給処のオフィス家具等の調達に関し、隊員が入札前に納入予定メーカーについての意向をメーカー側に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせる (平成22年3月30日、防衛大臣に対し改善措置要求) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 談合の明示的な指示 ② 受注者に関する意向の表明

■ 航空自衛隊第1補給処でのオフィス家具等の調達に係る談合事案では、具体的にどのような入札談合等関与行為があったのでしょうか

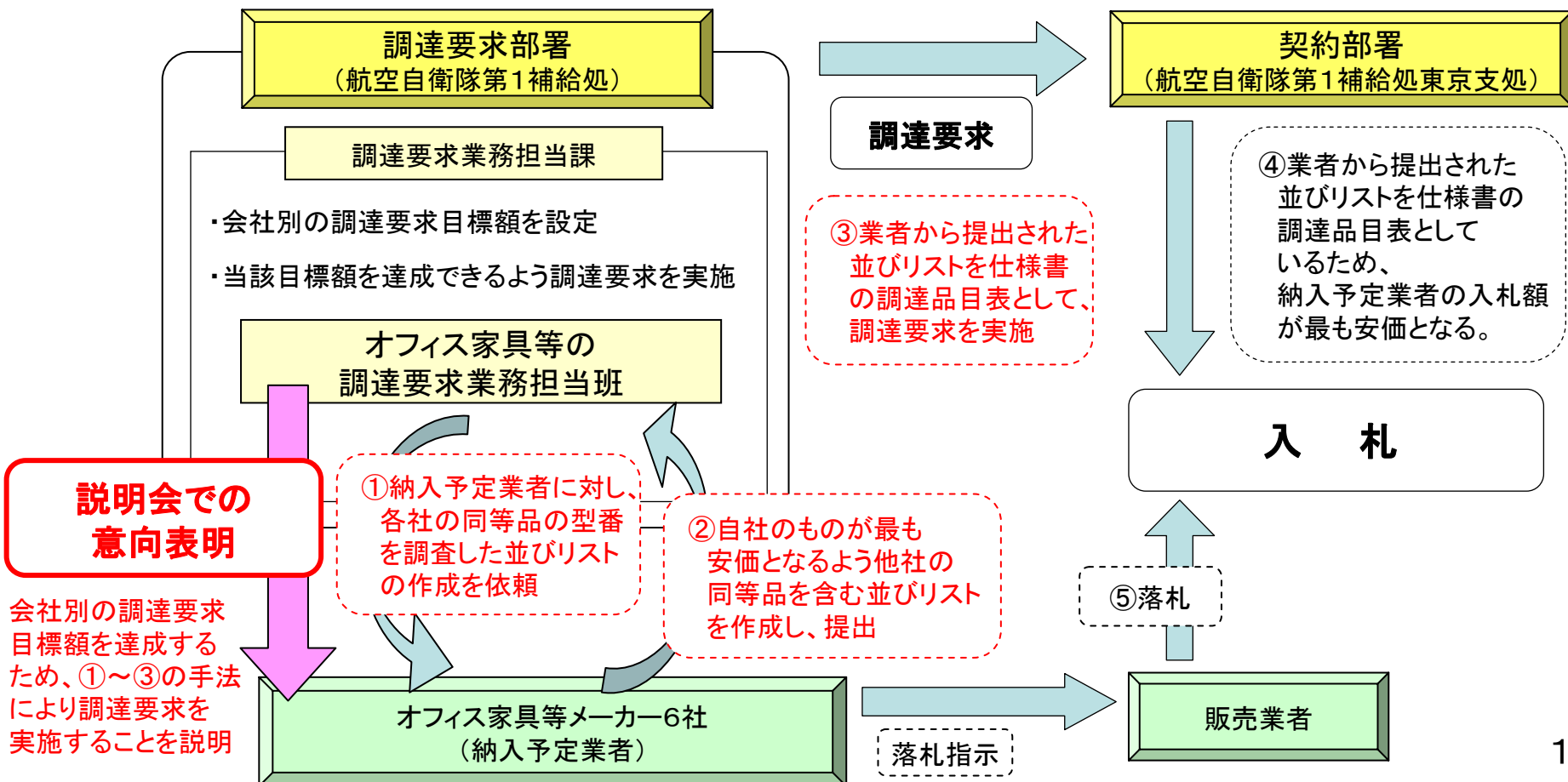
- ◆ オフィス家具等の調達要求業務担当班が、オフィス家具等メーカー6社に対して説明会を開催し、会社別の調達要求目標額を達成するための仕組み(下図①~③)を説明していた。
- ◆ 納入予定業者に対し、各社の同等品の型番を調査した並びリストの作成を依頼。
下図①~③の手法により、調達要求を実施していた。

入札談合等関与行為の4類型のうち、

①談合の明示的な指示

②受注者に関する意向の表明

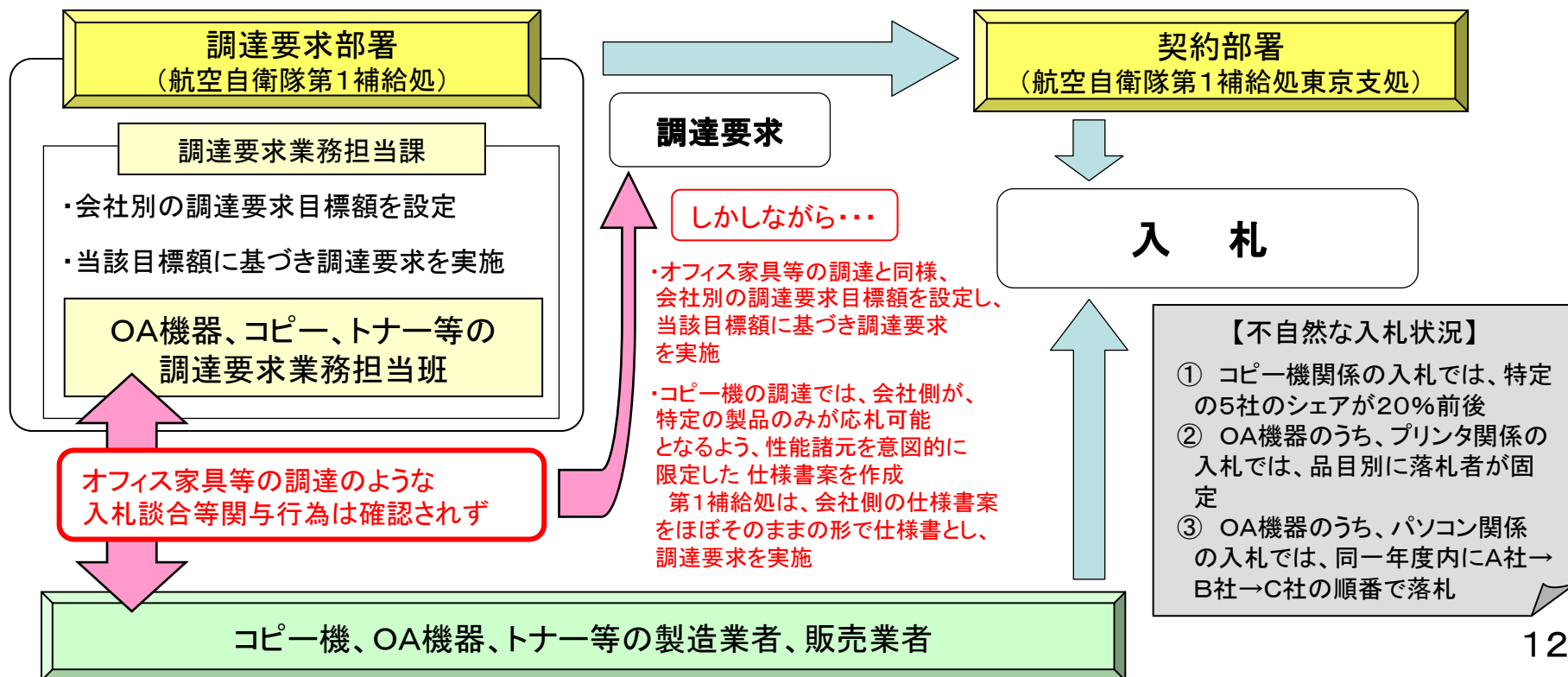
に該当するものとして、公正取引委員会において認められたものです。



さらに、航空自衛隊第1補給処でのコピー機、OA機器、トナー等の調達では、以下のような問題のある行為が行われていました

- ◆ オフィス家具等の調達のような入札談合等関与行為は確認されなかった。
- ◆ しかしながら、オフィス家具等の調達と同様、会社別の調達要求目標額を設定し、当該目標額に基づき調達要求を実施していた。
- ◆ コピー機の調達では、会社側が、特定の製品のみが応札可能となるよう、性能諸元を意図的に限定した仕様書案を作成。
第1補給処は、会社側の仕様書案をほぼそのまま形で仕様書とし、調達要求を行っていた。

- ◇ 入札談合等関与行為として認められなかったものの
納入予定業者に当該物品を受注させる行為の存在を疑わせるもの
入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれのあるもの
として、入札の実態についての再点検、再発防止措置を講ずるよう公正取引委員会からの要請を受けました。
- ◇ 統計的な分析の結果、コピー機、OA機器の調達において、不自然な入札状況が確認されました。



■ このほかにも、航空自衛隊第1補給処での談合事案では、次のような問題がありました

補給本部の副本部長

一般競争への移行に当たっては、OB在籍会社や「しがらみ会社」※がダメージを受けないよう配慮せよ

第1補給処での調達に
関係する補給本部幹部
及び第1補給処幹部

- ・ 随意契約から一般競争への移行に際し、補給本部の副本部長が、OB在籍会社や「しがらみ会社」※が急激なダメージを受けないよう組織的に配慮する旨を指導
- ・ 第1補給処長が、調達要求目標額に基づき調達要求を実施することを了承、組織として実行することを決定

※しがらみ会社：短期間での納入を含む無理な予算執行を支える使い勝手の良い会社

入札談合等関与行為を指導、決定した者として、
重い懲戒処分の対象となりました。

(例) 当時の第1補給処長 免職相当
(退職金の自主返納)

当時の補給本部副本部長 停職60日相当
(停職60日分の給与の自主返納)

既に退職しているため、在職中の規律違反行為が懲戒処分に相当すると認め、退職手当又は給与の自主返納を要請しているもの。
なお、国家公務員退職手当法の一部改正により、平成21年4月以降の退職者については、退職手当支払後に、在職中に懲戒免職処分等を受けるべき行為が発覚した場合、退職者に退職手当の返納・納付が命ぜられることとなりました。

第1補給処の調達要求業務担当課長

調達要求部署は入札参加の機会を与えているだけである
契約できるかは契約部署が行う入札での話であり、問題ない

会社別に調達要求を管理することは問題ないのか

調達要求部署の上層部において、
「調達要求部署が会社別に調達要求目標額を設定することは入札参加の機会を与えているだけである。
実際に契約できるかどうかは、契約部署が行う入札での会社の努力次第であり問題ない」
との誤認識があった。

第1補給処の調達要求業務担当課の班長

法律上の「入札談合等関与行為」とは、
国や地方公共団体などの職員が入札談合等に関与する行為であり、
契約部署の職員による行為だけが「入札談合等関与行為」に当たるわけではありません。

契約部署以外の調達等関係職員はもとより、
調達に関係しない職員についても、
入札談合等関与行為防止法の適用を受けます。

第1補給処の調達要求業務担当課の班長

オフィス家具等の入札について防衛監察を受けている

並びリストは第1補給処が自ら作成していたことにしてほしい

- ・ 第1補給処の調達要求業務担当課の班長がオフィス家具等メーカー及び販売業者に対し、オフィス家具等の入札について防衛監察を受けていることを伝達
- ・ 並びリストの作成を第1補給処の調達要求担当班が自ら実施していたこととするよう、口裏合わせを依頼

オフィス家具等メーカー及び販売業者

入札談合等関与行為が発覚しないようにするため、業者に対して働きかけがあったことについて、公正取引員会から防衛大臣への改善措置要求の中で、併せて指摘を受けました。

■ 入札談合等関与行為防止法に規定される「職員による入札等の妨害罪」とはどのような罪なのでしょうか

◆ 「職員による入札等の妨害罪」は、入札談合等関与行為防止法の施行後も官製談合が度々生起したことから、入札等の公正を害すべき行為を行った場合の刑事罰として、平成18年の法改正により創設されたものです。

【入札談合等関与行為防止法 第8条】

- 入札等の公正を害すべき行為
 - ・ 職員が事業者等に対し、談合をそそのかすこと
 - ・ 予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること
 - ・ その他の方法(特定の者に落札させるように受注予定者を指名する、指名競争入札において談合に応じる業者のみを指名するなど)
- 当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

◆ 「入札談合等関与行為」と比較して、次のような相違があります。

	独占禁止法との関係	要件
職員による入札等の妨害罪	独占禁止法に違反する行為を前提とするものではなく、実際に談合が行われなくとも処罰される	入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、4類型に制限されるわけではない
入札談合等関与行為	独占禁止法に違反する行為に関与するもの	4類型のいずれかに該当することが要件



◆ このため、「職員による入札等の妨害罪」は、公正取引委員会が調査を行う入札談合等関与行為とは関係なく、捜査・司法機関の独自の判断により捜査等が行われる場合があります。

◎ 職員による入札等の妨害罪の適用例 ……千葉県浦安市発注のパソコン等の賃貸借等に係る入札(予定価格を教示する等正当な入札を妨害したとして、千葉地検は浦安市教育委員会職員1人を逮捕。千葉簡易裁判所から罰金50万円の略式命令(平成20年3月)) ほか

◎ 「職員による入札等の妨害罪」のほかに、職員は下記の刑事処分を受ける場合があります。

刑法	○競売入札妨害罪 ○談合罪の共犯	【第96条の3第1項】 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正性を害すべき行為をした者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。 【第96条の3第2項】 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。
独占禁止法	○不当な取引制限の罪の共犯	【第89条】 次の各号をいずれかに該当するものは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。 一 (中略)私的独占又は不当な取引制限をした者



【防衛施設庁入札談合事案】
平成18年1月、競売入札妨害罪の容疑で技術審議官、施設調査官及び元技術審議官の計3名が東京地方検察庁により逮捕
平成18年7月、東京地方裁判所において、
技術審議官及び施設調査官に対し
懲役1年6月(執行猶予3年)、
元技術審議官に対し懲役1年6月の実刑判決

(参考) 入札談合等関与行為防止法の制定・改正の経緯

- ◆ 平成12年に公表された北海道上川支庁における入札談合事件を契機に、官製談合に対する社会的批判が高まる。
- ◆ しかし、独占禁止法では事業者側に対する処分は可能であるが、発注者に対しては行政上の措置を講ずることができず
- ◆ このため、平成14年、発注機関に対する行政上の措置等を規定した入札談合等関与行為防止法が議員立法により成立
- ◆ 法律の施行後も官製談合が度々生じたことから、平成18年、「職員による入札等の妨害罪」を創設する改正を実施

北海道上川支庁における
談合事件

- 農業土木工事及び測量設計業務について事業者ごとの年間受注目標額を設定
- 目標額を概ね達成できるようにするため、指名競争入札等の執行前に、受注業者に関する意向を旭川農業土木協会、旭川測量設計協会の幹部に示す
(平成12年5月15日公表)

成立・改正の経緯からも、官製談合に対する社会的批判の高さを再認識しなければなりません。

昭和22年

平成12年

平成14年

平成18年

独占禁止法

(事業者に対する法律)

制定当時から
独占禁止法では発注機関に対しては
行政上の措置を講ずることができず

平成12年に公表された北海道上川支庁での入札談合を契機に、
官製談合に対する社会的批判が高まる。

入札談合等
関与行為防止法

(国などの発注機関
に対する法律)

発注機関に対する行政上の措置等を規定した入札談合等関与行為防止法が議員立法により成立

平成14年制定
(平成15年1月6日施行)

入札談合等関与行為防止法の制定後も
官製談合が度々生起

平成18年改正
(平成19年3月14日施行)

入札談合等関与行為防止法に「職員による入札等の妨害の罪」を創設

平成
17年度

平成
20年度

航空自衛隊第1補給処
における談合事案

■ 平成22年12月14日、今般の航空自衛隊第1補給処での談合事案について、調査結果及び改善措置等を取りまとめ、調査報告書として公表しました

○ 改善措置等として、主に次のような事項を掲げています

- ・ 防衛省・自衛隊全隊員の談合関連企業への今後10年間の再就職の自粛及び離職前5年間に、第1補給処の調達・契約業務に関与していた補給本部及び第1補給処の課長相当職以上への補職経験者は、離職後10年間、離職前5年間に第1補給処と契約関係のあった企業への再就職の自粛
- ・ 航空自衛隊の補給・整備組織、特に第1補給処の在り方について、抜本的見直し
- ・ オフィス家具等の調達におけるアウトソーシングの実施
- ・ 執行残額を抑制するため、執行残額に充てられた予算に関し、平成23年度概算要求を前年度予算より▲50.4億円の減額
- ・ 幹部職員及び調達等関係職員に対する入札談合等関与行為防止法の教育の徹底
- ・ 会計監査・業務監査等の充実、防衛調達審議会の充実 等

■ 関係者に対しては、次のような厳しい懲戒処分等が行われました

○ 本事案に関し、**関係者50名について、平成22年12月14日付で懲戒処分等を実施**

※規律違反行為別の懲戒処分等内訳

規律違反行為	自衛隊法上の懲戒処分			内規に基づく処分		計
	停職	減給	戒告	訓戒	注意	
入札談合等関与行為等(什器以外の調達等を含む)	16	3			12	31
違法な予算科目の使用			2	2	3	7
事務次官通達(調達等関係職員の補職管理)に反する補給本部の通達発出等				1	2	3
指揮監督義務違反等			1	3	5	9
計	16	3	3	6	22	50

○ 本事案の関係者でありながら、既に**退職した3名についても**、在職中の規律違反行為が懲戒処分に相当すると認め、**退職手当又は給与の自主返納を要請中**

- ・ 当時の第1補給処長 : **免職相当**(退職金の自主返納)
- ・ 当時の補給本部副本部長 : **停職60日相当**(停職60日分の給与の自主返納)
- ・ 当時の第1補給処副処長 : **停職10日相当**(停職10日分の給与の自主返納)

入札談合の防止に向けて

- 公正取引委員会へ入札談合情報の通報
- コンプライアンス(法令等の遵守)意識の徹底
- 公益通報者保護制度の周知

■ 入札談合を防止するにはどのようにすればよいのでしょうか

① 公正取引委員会への入札談合情報の通報

- ◆ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、国などの全ての公共工事の発注機関に対し、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実(入札談合情報)があるときには、公正取引委員会に通報することが義務付けられています。
- ◆ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」は公共工事を対象とするものですが、同法律に基づく通報以外にも、各発注機関からの任意の通報が行われています。

公正取引委員会への入札談合情報の通報件数

	法律に基づいて公共工事の発注機関から通報された件数	発注機関から任意で通報された件数
平成21年度の通報件数	14件	654件

(公正取引委員会事務局「入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～(平成22年10月版)」による件数)

- ◆ 上表のように、法律に基づいて公共工事の発注機関から通報された件数に比べ、発注機関から任意で通報された件数は圧倒的に多く、各発注機関からの積極的な通報が行われているところです。
- ◆ 今般の航空自衛隊第1補給処での談合事案についても、防衛監察本部の行った平成20年度定期防衛監察により、航空自衛隊1補給処での事務用品等の入札に関し不自然な入札状況が判明したため、防衛省から公正取引委員会に通報を行いました。
- ◆ 防衛省・自衛隊では、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」により、**入札談合情報については、談合情報対応マニュアルに則った公正取引委員会への通知等を徹底することとしています。**

平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示(防衛大臣指示第6号。平成21年12月21日)(抄)

2 入札談合防止関係

- (1) 入札談合防止に対する意識を高めるとともに、入札談合関連法令等を理解させるための研修や教育等の強化を図ること。その際、次に示す事項等を周知すること。
 - ア 業界関係者等との接触については、情報保全措置が施された場所での複数職員による対応を徹底
 - イ 入札談合情報については、談合情報対応マニュアルに則った公正取引委員会への通知等を徹底
- (2) 一般競争入札の拡大、仕様書及び入札の公告期間等の見直し、入札情報の充実等により、新規参加者を拡充し、競争性の更なる確保を図ること。
- (3) 各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ること。

①(つづき) 入札談合情報とは・・・

- ◆ 単なる一般の人や報道機関からの情報提供などによる入札談合情報だけでなく、
 - 入札時における入札参加者の行動から
 - 発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ
 - 入札談合があると推測できる場合 を含みます。
- ◆ 入札経緯や落札状況等についての統計的な分析などにより発見されるものも、これに含まれます。
- ◆ 防衛省・自衛隊では、「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」により、各調達機関自らが入札過程の監視及び入札結果の検証態勢の強化を図ることとしています。すなわち、**各調達機関自らが、入札経緯や落札状況等を監視・検証することにより、入札談合の発見に努めなければなりません。**



入札談合情報を入手・発見した場合には、「談合情報対応マニュアル」※に則り、公正取引委員会に通知しましょう。

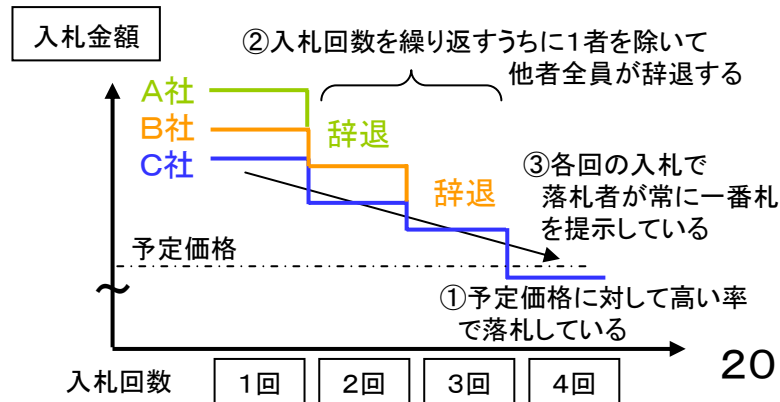
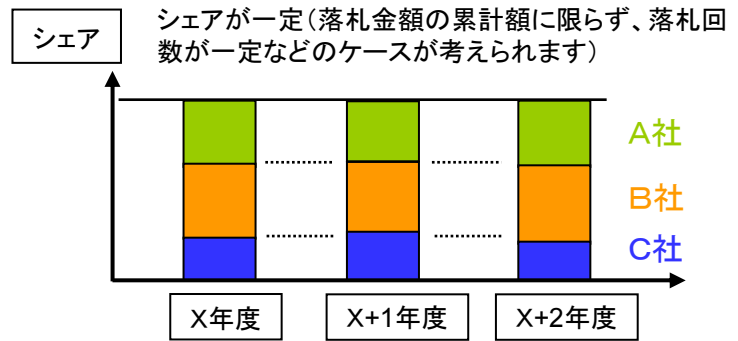
※「公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制について」(経施第7927号。20.6.27)の別紙

◆ 入札談合では一般的に次のような傾向があるとされています。

- 落札状況(シェア)に関する規則性
 - 入札参加者の落札金額の累積額に基づいて落札している
 - 入札参加者の落札回数が均等になっている

- 入札経緯に関する規則性
 - 予定価格に対して高い率(高落札率)で落札している
 - 入札回数を繰り返すうちに、1者を除いて他者全員が辞退する
 - 各回の入札で落札者が常に一番札を提示している

◆ しかし、上記の傾向を示さなければ入札談合ではないというわけではありません。各調達機関において、経験や寄せられている情報等を踏まえ、様々な角度から検証・分析を行う必要があります。



■ 入札談合を防止するにはどのようにすれば良いのでしょうか

② コンプライアンス(法令等の遵守)意識の徹底

◆ 今般の航空自衛隊第1補給処での談合事案では、コンプライアンス(法令等の遵守)意識の欠如が調達等関係職員に多く認められました。

- 監督者又は上司から部下に対し、実行すれば法令等に抵触する可能性がある行為の指示
- 法令等の遵守よりも上司の指示が優先
- さらに、航空自衛隊第1補給処の担当者から関係業者に対し、本件事案について防衛監察を受けていることの情報 leaked。入札談合等関与行為が発覚しないようにするための口裏合わせを依頼

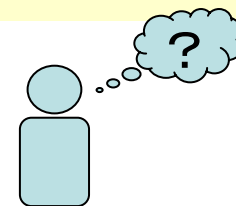
例えば、
13ページのような事例
がありました

◆ **コンプライアンス・ガイダンス(防衛監察本部作成)を職員が各自で確認し、一人一人がコンプライアンス意識を持つように心がけましょう。**

しかし…

コンプライアンス(法令等の遵守)には十分意識しているけれども、

- 上司に相談したところで、きっと情報をもみ消される
 - いくら法令違反行為があったとしても、上司の命令には逆らえない
- などの心配があるときには、どうしたらよいのでしょうか？



防衛省における公益通報者保護制度の活用

■ 入札談合を防止するにはどのようにすればよいのでしょうか

③ 防衛省における公益通報者保護制度の周知

- ◆ 防衛省・自衛隊の職員は、
 - 防衛省・自衛隊 又は 防衛省・自衛隊の所掌事務に従事する場合における防衛省・自衛隊の職員に関して、
(職員の私生活に関することは含まれません。)
 - 法令違反行為の事実が生じていると思料する場合、
(法令違反行為の生ずるおそれのあるものを含む。)

防衛省に置かれた公益通報の窓口で公益通報を行うことができます。

- ◆ 公益通報は、通報者の氏名、所属、連絡先を明らかにした上で、通報対象事実について、いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行ったのか、できるだけ具体的に記述した書面を提出することによって行います。
- ◆ 上記のように、公益通報を行う場合には、通報者の氏名等を明らかにする必要がありますが、**公益通報者に係る個人情報**は保護されるとともに、**公益通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることは、法令等により禁止されています。**



公益通報者保護制度は、公益通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護する制度です。

◎公益通報は「公益通報書」を公益通報窓口
に提出することによって行います。

➡ **公益通報の窓口については次ページを参照**

公益通報書		平成〇年〇月〇日
防衛 大 区 殿		
公益通報者保護法第3条の規定に基づき、下記のとおり公益通報します。		
記		
通 報 者 の 氏 名	(ふりがな) 氏 名	
	所 属	
連 絡 先	連 絡 先	
	(TEL) (E-mail)	
希 望 す る 連 絡 方 法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 書面の送付	
通 報 対 象 事 実 の 内 容	(いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行った(行っている)かわかるように、できるだけ具体的に記入してください。 通報対象事実の根拠法令)	
担 当 職 員 入 欄	公益通報の種別	<input type="checkbox"/> 内部職員等からの通報 <input type="checkbox"/> 外部の労働者からの通報
	対 応	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 <input type="checkbox"/> 移送(移送先 <input type="checkbox"/> 教示(教示先))
	受付年月日	
窓口担当職員		
備考		

「公益通報書」の様式は防衛省ホームページからダウンロードできます。

http://www.mod.go.jp/j/proceed/koueki_tuho/koeki_renraku2.pdf

ホームページのURLは平成23年4月現在のものです

③(つづき) 公益通報書の提出は、下記の窓口に行います

- ・窓口へ直接持参する。 (注)窓口へ連絡し、来訪者の日時及び場所を予約した上で、後日来訪する。
- ・書面により窓口へ送付する。 (注)封筒の表に赤字で「公益通報書在中」と記入する。
- ・電子メールにより窓口へ送付する。

のいずれの方法によっても公益通報書の提出を行うことができます。

機関等	機関等窓口
内部部局	大臣官房文書課
防衛大学校	防衛大学校総務部総務課
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部総務課
防衛研究所	防衛研究所総務課
統合幕僚監部 及び 自衛隊指揮通信システム隊	統合幕僚監部総務部総務課
陸上自衛隊 (自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び地方協力本部を含む)	陸上幕僚監部監理部総務課
海上自衛隊 (海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む)	海上幕僚監部総務部総務課
航空自衛隊 (航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む)	航空幕僚監部総務部総務課
情報本部	情報本部総務部総務課
技術研究本部	技術研究本部総務部総務課
装備施設本部	装備施設本部総務課
防衛監察本部	防衛監察本部総務課
地方防衛局	地方防衛局総務部総務課

各窓口の所在地、電話番号、電子メールアドレスは防衛省ホームページによって確認することができます。



http://www.mod.go.jp/j/proceed/koueki_tuho/madoguchi.html

原則としてそれぞれの機関等に関する公益通報を当該機関等の窓口で受け付けていますが、他の機関等の機関等窓口でも受付を行っています。

ホームページのURLは平成23年4月現在のものです

⚠️ それでも心配な場合は…

➡️ 上記の機関等窓口に加え、**外部の弁護士による公益通報窓口(ヘルプライン)**を設置しています。

- ・ヘルプラインへの通報は、郵送又は電子メールによる通報のみを受付けています。(持参及び電話による方法は不可)
- ・通報先は防衛省ホームページで確認することができます。 http://www.mod.go.jp/j/proceed/koueki_tuho/index.html

平成23年4月現在のヘルプライン

- 根岸清一弁護士(霞門法律事務所)
- 諏訪圭子弁護士(中野剛史法律事務所)
- 金子憲康弁護士(あさひ法律事務所)

- 【メールによる通報】
- 【書面の送付(郵送等)による通報】

bouei.helpline@alo.jp
〒100-8385 東京都千代田区丸の内2丁目1番1号丸の内マイプラザ
あさひ法律事務所 防衛省公益通報窓口 金子憲康弁護士 あて

■ おわりに

- ◆ 今般の航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案は、国民の負託に応え我が国の平和と安全を確保するという崇高な使命・任務を担う防衛省・自衛隊として、断じてあってはならない事案です。
- ◆ 防衛省・自衛隊には、改善措置を早期かつ確実に実現していくことにより、この事案によって失われた国民の信頼を一日も早く取り戻し、防衛省・自衛隊の使命・任務を全うしていくことが求められています。
- ◆ 改善措置の一つとして、すべての調達等関係職員を対象に入札談合関連法令等(独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等)のコンプライアンス教育を徹底すること及び当該法令等の知識を習得させるための教育を実施することが掲げられています。
- ◆ 調達等関係職員は、本マニュアルを始め、防衛監察本部の「コンプライアンス・ガイダンス」や公正取引委員会事務局の「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」などを平素から参照し、入札談合防止に対する意識の向上に努めましょう。

参考

- 防衛監察本部 「コンプライアンス・ガイダンス」 http://www.mod.go.jp/igo/410_guidance.htm
- 公正取引委員会事務局 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」 <http://www.jftc.go.jp/kansei/honbun.pdf>

航空自衛隊第1補給処での談合事案についての詳細は…

- 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書
http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/kentoiinkai_asdf/index.html



- 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査報告書 (概要版)
http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/kentoiinkai_asdf/pdf/08/chousa_gaiyou.pdf

